

定期監査報告書

第1 監査の実施場所

監査委員室 ほか

第2 監査の日程

令和5年5月1日から令和5年6月27日まで

第3 監査の対象

建設局

【明細は別表のとおり】

第4 監査に当たった監査委員

井上 計二、濱田 弘、三村 英世、塩津 孝明

第5 監査の着眼点及び実施内容

今回の監査は、主として令和4年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行及び財産の管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、倉敷市監査基準に準拠し、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

[都市計画課]

行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過大な使用料を徴しているものが見受けられたため、倉敷市行政財産使用料徴収条例等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

[市街地開発課]

行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過大な使用料を徴しているもの及び過少な使用料を徴しているものが見受けられたため、倉敷市行政財産使用料徴収条例等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

[倉敷駅周辺開発事務所]

行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、土地使用料の算定方法に誤りがあり、過大な使用料を徴しているものが見受けられたため、倉敷市行政財産使用料徴収条例等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

別表

監査の対象	監査の日程	監査の対象	監査の日程
事業推進課	令和5年5月12日	倉敷駅周辺開発事務所	令和5年5月11日
用地室	令和5年5月8日	道路管理課	令和5年5月15日
災害復興推進室	令和5年5月12日	公園緑地課	令和5年5月9日
都市計画課	令和5年5月15日	街路課	令和5年5月8日
交通政策課	令和5年5月10日	土木課	令和5年5月17日
開発指導課	令和5年5月16日	住宅課	令和5年5月10日
鉄道高架推進室	令和5年5月15日	建築指導課	令和5年5月18日
まちづくり推進課	令和5年5月12日	公共建築課	令和5年5月11日
市街地開発課	令和5年5月8日	公共設備課	令和5年5月11日

(注) 住宅課には被災者住宅支援室を含む。

都市計画課には都市景観室を含む。